

神栖市学校給食物資取引要領

令和 7 年 4 月

神 栖 市 学 校 給 食 物 資 取 引 要 領

令和7年4月1日

1 衛生管理について

食材等の納入業者は、学校給食の意義及び役割を十分認識し、衛生管理に努めること。

- (1) 食品取扱者の健康管理及び食品の品質管理には万全を期すること。
- (2) 食材等の納入業者は、従業員の検便検査（O－157は必須）を各学期毎（6月9月・1月）に実施し、結果を調理場に報告すること。
（年度途中に新規納入する業者については、納品前に検便検査の結果を調理場に報告すること）

- (3) 衛生的な服装で納品すること。
- (4) 食材の納入車輛は、保冷車等を使用し、すのこ等を敷いて直接床に食材を置かないなど、常に清潔にしておくこと。

2 見積書の徴取について

- (1) 見積依頼は、毎月中旬に担当の調理場から電話・FAX等で連絡するので、受取り後は確認の連絡をすること。
- (2) 見積りの内容・サンプルの提出については、担当の調理場の指示に従うこと。
- (3) 見積書には、配合・産地・栄養等の分析表を添付すること。
- (4) 該当品がなく見積書の提出をしない場合も、担当の調理場に連絡すること。
- (5) 見積提出後の規格・単価・メーカー等の変更は認めない。ただし協議のうえ、市が認めた場合は、その限りではない。
- (6) 神栖市入札参加資格申請を契約検査課に提出していること。

3 注文について

- (1) 注文は、電話・FAX・メール等で行うので、内容を十分に確認すること。
（受け取り後は確認の連絡をすること）
- (2) 注文後、天災その他不可抗力によって著しく市価に変動があった場合は、双方の協議の上、変更することが出来るものとする。

4 給食用物資について

- (1) 給食用物資は、別紙1－1から4までの条件表等の内容を満たすこと。
- (2) 給食用物資は、同一の賞味期限（消費期限）が明示されたものとする。
やむを得ず異なる場合は、必ず事前に調理場へ連絡を入れること。
- (3) 給食用物資は、新鮮で包装が良好のものとする。

5 納品について

- (1) 納品は、指定された日時・規格・数量等を確認のうえ誠実に行うこと。
- (2) 納品時は、必ず担当者の立ち会いを求め、検収を受けること。学校へ直接配送する場合は、給食配膳員等の検収を受けること。
- (3) 検収及び下処理中に不適品が発見された場合は遅滞なく適正品と交換すること。

6 納品時間について

納品時間は以下のとおりとする。また、特に納品日時を指定された場合はそれに従うこと。

- (1) 冷凍食品及び一般物資 … 午前8時30分～11時
- (2) 肉類及び加工品 … 午前8時30分～9時
- (3) 当日納品カット野菜 … 午前8時15分～8時30分
- (4) 野菜類 … 午前8時15分～8時30分
… 午後1時～2時

7 請求（支払い）について

- (1) 請求額を納品先の調理場と照合し、請求書は当月最終の納品から7日以内に
神栖市長宛で各調理場に提出すること。
- (2) 支払いは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

8 空容器及び空コンテナの回収について

- (1) 野菜等の空容器及び空コンテナの回収は、翌日の午後4時までとする。
(ただし12時～13時を除く)
- (2) 各学校へ直接納品したものは、当日の午後に回収すること。
- (3) 上記(1)及び(2)において回収困難な場合は、別途双方協議の上、変更することが
出来るものとする。

9 商品案内について

- (1) 毎月第一火曜日の次の時間帯とし、祝日又は休日の場合は翌業務日とする。
 - ア 第一・第二調理場：午後1時～4時
 - イ 第三調理場：午前9時～12時・午後1時～4時
- (2) 上記(1)の日時が変更になる場合は、調理場の指示に従うこと。
- (3) サンプル提出品については、会社名を記入すること。

10 違反行為・異物混入等について

- (1) 別表「違反行為等」を参照すること。
- (2) 違反行為があった時は、調理場の求めに応じて速やかに報告書等を提出すること。
- (3) 納入業者の責により多大な損害が生じた場合、その損害を賠償するものとする。
- (4) 重大な過失による違反・異物混入の場合、当分の間納入を中止とする。
- (5) 見積書の提出がなかった場合は、物資検討の品目に加えないものとする。

(別表) 要領 10 関係 違 反 行 為 等

1	納品されなかった場合
2	納品時間に遅れた場合
3	規格外の給食用物資を納品した場合
4	納品数が発注数量を満たしていない場合
5	異物（髪の毛・糸・虫等）が混入していた場合
6	品質が異常（腐り・臭い・型くずれ等）である物資を納品した場合
7	賞味期限（消費期限）切れの物資を納品した場合
8	空容器の未回収の場合
9	包装容器に破損、汚れがある場合
10	検便検査（0-157含む）の結果を提出しない場合
11	無連絡で見積書の提出が期日までにない場合

11 学校給食用物資納品条件について 別紙 1 - 1 ～ 2 のとおり

12 豚肉・鶏肉・牛肉の取り扱いについて 別紙 2 のとおり

13 サンプル提出の方法について 別紙 3 のとおり

14 青果物規格表について 別紙 4 のとおり